

## 第91号議案

### 東三河広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、東三河広域連合規約を次のとおり変更するため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

### 東三河広域連合規約の一部を変更する規約

別紙のとおり

### 提案理由

東三河広域連合において社会福祉連携推進法人に関する事務を行うため及び旅券法施行規則の改正に伴い、引用規定の整理を行うため提案する。



## 東三河広域連合規約の一部を変更する規約

東三河広域連合規約（平成27年1月30日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

第4条第4号中「社会福祉法人」の次に「及び社会福祉連携推進法人」を加え、同号ア中「第30条第1項第1号」の次に「（同法第131条において準用する場合を含む。）」を、「第6章」の次に「及び第11章」を加え、同条第8号中「平成元年外務省令第11号」を「令和4年外務省令第10号」に改める。

別表中「社会福祉法人数割」を「社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人数割」に、「社会福祉法人数による」を「広域連合が所轄庁となる社会福祉法人数及び社会福祉連携推進法人数による」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条第8号の改正規定は、令和5年3月27日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この規約による改正後の東三河広域連合規約別表の規定は、令和5年度以後の年度分の負担金について適用し、令和4年度分までの負担金については、なお従前の例による。